

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求人の住所及び氏名

- 1 住所 鳥取県八頭郡智頭町
氏名 A
- 2 住所 鳥取県八頭郡智頭町
氏名 B
- 3 住所 鳥取県八頭郡智頭町
氏名 C
- 4 住所 鳥取県八頭郡智頭町
氏名 D
- 5 住所 鳥取県八頭郡智頭町
氏名 E

第2 代理人の住所及び氏名

住所
氏名 F

第3 請求書が提出された日

令和6年12月2日（受付日）

第4 請求書及びその要旨（原文のとおり）

1 表題「智頭町職員措置請求書」

2 請求の趣旨

智頭町長が、令和5年3月改正前の「智頭町有林野に関する条例」第5条が「林野の育成管理及び処分については、特別基本財産の趣旨に則り、町長は町有林野運営委員会に諮ってこれを行わなければならない」と町有林野運営委員会への諮問を要求していること、同10条(3)が「立竹木の3割以上にわたる間伐」について「次に掲げる林野の処分については、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が得られなければならない。」と議会の特別決議による同意を要求していることのそれぞれに反して、これらを得ないまま、間伐事業者であるG会社やH会社等との間に間伐契約を交わし、よって、令和5年度中に、通常ならば間伐事業売上上の25パーセント相当額を同町の収入にあてるべきところ、これを怠り、同額の損害を同町に与えた、との処分。

智頭町長は、智頭町に対し、地方財政法第2条が、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め」と規定しているにも関わらず、不健全な上記処分によって生じた損害を賠償すべき義務を有するとの措置を請求する。

3 請求の理由

(1) だれが

智頭町長が

(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

令和5年3月改正前の「智頭町有林野に関する条例」第5条が「林野の育成管理及び処分については、特別基本財産の趣旨に則り、町長は、町有林野運営委員会に諮ってこれを行わなければならない」と町有林野運営委員会への諮問を要求していること、同10条(3)が「立竹木の3割以上にわたる間伐」について「次に掲げる林野の処分については、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が得られなければならない。」と議会の特別決議による同意を要求していることのそれぞれに反して、これらを得ないまま、間伐事業者との間に間伐契約を交わし、

(3) その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか

令和5年3月改正前の「智頭町有林野に関する条例」第5条が「林野の育成管理及び処分については、特別基本財産の趣旨に則り、町長は町有林野運営委員会に諮ってこれを行わなければならない」と町有林野運営委員会への諮問を要求していること、同10条(3)が「立竹木の3割以上にわたる間伐」について「次に掲げる林野の処分については、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が得られなければならない。」と議会の特別決議による同意を欠き、違法であり、

(4) その行為により、どのような損害が生じているか

よって、通常ならば間伐事業売上の25パーセント相当額を同町の収入にあてるべきところ、これを怠り、同額の損害を同町に与えた

(5) どのような措置を請求するのか

智頭町長は、智頭町に対し、地方財政法第2条が、「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め」と規定しているにも関わらず、不健全な上記処分によって生じた損害を賠償すべき義務を有するとの措置を請求する。

(6) 監査請求期限に関して

地方自治法第242条2項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定する。

仮に、上記間伐契約から1年を経過していたとしても、以下のとおり、正当な理由が存し、請求することができるようになってからは、30日しか経過していないと主張する。

すなわち、令和5年度決算については、智頭町議会が令和6年9月議会でこれを承認決議し、公表されているが、申請者のうちのAが決算書を入手したのは、令和6年10月29日であった。そして、決算書には、I町決算書に見られるよ

うな「町有林間伐材売払」という科目の「財産収入」の項目が見当たらず、智頭町が、これに該当する収入を得ていないことが明らかとなったものである。

請求書の実証証明書

省略

第5 監査委員の判断

1 主文

本件請求を却下する。

2 理由

住民監査請求の対象事項は、地方自治法第242条第1項に定める「財務会計行為・怠る事実（以下、財務会計行為等という。）」に限定されており、請求期間は、地方自治法第242条第2項により、「財務会計上の行為」のあった日又は終わった日から1年以内とされている（以下「監査請求期間制限」という。）が、同規定ただし書きにおいて「正当な理由」があるときはこの限りでないと定められている。また、「怠る事実」を請求の対象事項とする監査請求については、同規定ただし書きの適用はない（最高裁昭和53年6月23日判決）。ただし、財務会計職員による財務会計行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求については、監査請求期間制限規定が適用されることとなる（最高裁昭和62年2月20日判決）。

したがって、請求人が主張する損害賠償請求権は本件契約の違法・無効を前提とするものであることから、これに係る本件請求は監査請求期間制限の適用を受けることになる。

監査請求期間制限の起算日について検討すると、請求人が違法な契約締結であると主張する本件契約は令和2年4月1日に締結されており、「財務会計上の行為のあった日」から既に1年以上を経過して提起された本件請求は、地方自治法第242条2項ただし書きにいう「正当な理由」が存在しない限りにおいて同項の監査請求期間制限の規定に反した不適法なものとなる。

監査請求期間期限に関しては、請求人のうち一人が、本件請求における事実証明書として添付されている令和5年度決算書を情報公開請求による開示日の令和6年10月29日に入手するまで、本件請求が提起できる程度に財務会計行為等の内容を知り得なかったものであり、監査請求期間の徒過について「正当な理由」があるため、本件請求は適法であると主張するので、この点について検討する。

「正当な理由」については、判例において、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、地方自治法第242条2項ただし書きにいう正当な理由の有無は、特段の事情がない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」（最高裁

平成14年9月12日判決)との判断基準が示されている。

さらに、住民が相当の注意力をもってする調査については、「財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為が存在及び内容を知ることができたと解するのが相当である。」としている(東京高裁平成19年2月14日判決)。

そこで、上記判例の判断基準に基づき、請求人の主張が財務会計行為1年経過(監査請求期間経過)後の請求に係る「正当な理由」にあたるかどうかについて検討する。

(1) 客観的にみて、住民監査請求を行い得る程度の情報を、相当の注意力をもって調査を尽くす住民にとって知ることが可能な状態となったのはいつかについて検討する。

①本件請求の要旨に記載されている改正前の「智頭町有林に関する条例(昭和31年6月26日)」は、町有林をとりまく社会情勢が大きく変化したこと、また、請求人の一人が代表であるJが上記条例のもとに締結された本件契約の違法性を指摘したこともあり、現在の町有林の活用方針や現行の制度に対応する条例とするため、令和5年3月22日付で条例を全部改正している。また、②Jが新聞折込で町民向けに発行した令和6年3月10日付の報告書には、「智頭町への町有林野における公開質問及び智頭町の公開質問に対する回答」の内容、本件契約の違法性、町有林の間伐事業の会計処理、条例改正等についての内容が掲載されているところである。

そうであれば、②の令和6年3月10日には、住民が本件請求の要旨に記載されている本件契約の違法性及び怠る事実について、監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

また、上記①、②の事情が存在する場合には、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される客観的な時期は、令和4年度決算書について情報公開条例の規定に基づき開示請求権を行使できる状態に置かれた令和5年10月以降であり、②の令和6年3月10日には、令和4年度決算書を開示請求することは可能であり、本件請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解される。

当該事案においては、情報公開請求による開示日の令和6年10月29日に令和5年度決算書を入手するまでは「客観的にみて監査請求する程度に当該財務会計行為の存在又は内容を知ることができない状態」にあったとは判断できない。
(2) 客観的にみて住民監査請求を行い得る程度の情報を相当の注意力をもって調査を尽くす住民にとって財務会計行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から、相当な期間内に監査請求をしたかどうかについて検討する。

「相当な期間」の判断基準について、最高裁判所は、同判決の中で、監査請求が新聞報道の66日後であれば相当な期間内であり、84日後であれば相当な期間経過しているとの判断を示している。

特段の事情がある場合として、最高裁平成14年10月15日判決は、「一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求した者が上記程度に当該

行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである」としている。上記判例による判断に照らせば、Jの代表である請求人の一人については、正当な理由を認める場合の相当な期間の起算日は、少なくとも令和6年3月10日以前と解されるが、請求人が複数名で提起された当該事案の場合、(1)の特段の事情がない場合として、相当な期間の起算日を令和6年3月10日にした場合でも、約8か月以上の期間が経過した後の令和6年12月2日に請求がなされた本件請求は、「相当な期間内」に請求されたということとはできない。

なお、現在実施している町有林野経営事業は、智頭町が主張する「森林法の規定に基づくものであるとともに、同法に基づく保安林制度の基準に基づいて実施する事業であり、智頭町林野に関する条例（昭和31年6月26日施行）の適用を受けない事業である」との認識は妥当であり、請求人が主張する「令和2年4月1日に締結された本件契約が同条例に違反していることから、財務会計行為が違法である」とは認められない。

現在の町有林の活用方針や現行制度に対応する条例とするため、町有林の経営委託を含め令和5年3月22日に全部改正された「智頭町有林に関する条例」第8条5項では、「経営を受託した者は、経営管理により得られた利益は、林業経営や人材育成等に要する経費に充てることができる。」とされている。また、本件森林経営委託契約の第8条では、「①委託事項を実施するために要した費用は、受託者が負担する。②受託者は、委託事項の実施に当たり補助金及び木材の販売代金等（以下「補助金等」という。）の交付を受けたときは、速やかに当該補助金等を前項の委託事項の実施に要した費用に充当するものとする。」とされている。契約対象森林についての委託事項の実施については、木材販売代金で、委託事項の実施に要する費用を補填できていないことから、この不足部分は県等の補助金で充当されているのが実態である。上記のとおり、本件契約が違法でないことから、智頭町が決算書に間伐事業収入の25パーセント相当額を計上していないことをもって財務会計行為が違法であるとは認められない。然るに、これにより町に損害が発生したものとも認められない。

以上のことから、本件請求は、地方自治法第242条2項ただし書きにいう「正当な理由」がなく請求期間を徒過してなされた不適法な請求であると判断する。